別表十二（二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「$(6)\times\frac{70、90又は100}{100}$　(7)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　特定株式等（租税特別措置法第56条第１項に規定する特定株式等をいう。(2)において同じ。）が同項の表の第１号の第２欄に規定する経営力向上計画に従つて行う同欄に規定する事業承継等として取得（同項に規定する取得をいう。(2)において同じ。）をした株式等（同項に規定する株式等をいう。(2)において同じ。）に該当する場合　「、90又は100」を消すこと。

(2)　特定株式等が租税特別措置法第56条第１項の表の第２号の第２欄に規定する認定特別事業再編計画に従つて行う特別事業再編措置（同欄に規定する特別事業再編のための措置（同欄に規定する措置に限る。）をいう。(2)において同じ。）として取得をした株式等に該当する場合　当該特別事業再編措置が当該認定特別事業再編計画に従つて行う最初の特別事業再編措置である場合には「70、」及び「又は100」を消し、その他の場合には「70、90又は」を消すこと。

別表十一(四)の記載要領第一号(5)を削る。

別表十一(六)を削る。

別表十一(九)の記載要領中「第57条の４の２」を「第57条の４」に改め、同表を別表十一(六)とし、別表十一(十)を別表十一(九)とし、別表十一(十一)を別表十一(十)とし、別表十一(十二)を別表十一(十一)とし、同表の次に次の一表を加える。